

## 1 目的

自転車の安全利用の推進に関し、市、自転車利用者、その他の主体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全利用に関する普及啓発及び環境の整備を図るための諸施策を推進し、もって市民の交通安全の確保に寄与することを目的とする。

### 【解説】

自転車はCO<sub>2</sub>を排出しないエコロジーな乗り物であり、環境負荷の軽減や交通渋滞の解消、健康増進などの様々な観点から、利用者が増えています。

門真市は、東西約4km、南北約3kmと市域が比較的狭く、また、平坦な地形であるため、自転車利用者が多く、平成22年の国勢調査においても自転車分担率(※)が全国1位となっております。

自転車利用者が増加する中マナー悪化も目立つようになり、自転車事故についても平成25年データによると大阪府内、門真市共に全体事故件数の内、自転車事故件数が約3割と依然高い水準であります。

このような事から、本市においても自転車利用者のマナー向上、自転車事故の減少を目指し、(仮称)門真市自転車安全利用に関するマナー条例を制定するものです。

※自転車分担率：従業地又は通学地までの利用交通手段は？の問に対して、「自転車のみ」と答えた人の割合。

## 2 定義

- (1) 自転車 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 市内において自転車を利用する市民及び市域を通過する者をいう。
- (3) 保護者 親権者、後見人等未成年者を保護する責任を有する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人をいう。
- (5) 自転車販売業者 市内の自転車の販売を業とする者をいう。
- (6) 自転車貸出業者 市内の自転車の貸出を業とする者をいう。
- (7) 学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。
- (8) 保育所等 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する施設等をいう。
- (9) 自転車事故の保険等 自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償及び傷害を補償するための保険又は共済をいう。
- (10) 灯火 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 18 条第 1 項第 5 号に規定する公安委員会が定める灯火をいう。
- (11) 制動装置 道路交通法第 63 条の 9 第 1 項の内閣府令で定める基準に適合する制動装置をいう。

### 【解説】

- (2) 本市の住民だけでなく、市内の企業や学校に通勤、通学する者、市民団体に活動する者などで、自転車を利用する方を指します。また、本市を自転車で通行する方も含んでいます。
- (7) 学校教育法で規定する学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校です。
- (8) 保育所等とは、保育所、認定こども園等の法に定める保育施設です。
- (9) 自転車損害賠償保険等は、自転車利用中に事故が発生した場合、被害者である相手を救済し、加害者の支払能力を補い負担を軽減するための金銭的補償ができる保険を言います。
- (10) 灯火とは、一般的にヘッドライトを指し、夜間、道路を通行するときにつけるものです。
- (11) 制動装置とは、一般的にブレーキを指します。

### 3 市の責務

(1) 市は、本条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

ア 自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導

イ 地域における自転車の安全利用に関する活動の支援

ウ 自転車への灯火の備え付けの他、自転車の点検整備の実施及び自転車事故の保険等への加入勧奨

エ 自転車の安全利用を促進するための道路環境の整備

オ アからエに掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

(2) 市は、(1)に規定する施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

#### 【解説】

市は、本条例の目的を達成するため、自転車利用者に対し、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導を行うとともに、自転車の点検整備（※）や自転車事故の保険等への加入の勧奨を行います。

自治会、子ども会、老人会等の地域において実施される、自転車の安全利用に関する活動の支援を行います。

自転車の安全利用を促進するために、自転車道の整備等を行います。

※ 自転車の点検整備とは、

ハンドルの高さ調整

ライトの点灯

ブレーキの利き具合

タイヤの空気圧

ベルの確認

サドルの高さ調整

等です。

#### 4 自転車利用者の責務

- (1) 自転車利用者は、道路交通法その他の法令を遵守しなければならない。
- (2) 自転車利用者は、歩道において自転車の進行が歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、歩行者の安全の確保に十分に配慮すること。
- (3) 自転車利用者は、障がい者、高齢者又は乳幼児のそばを通行するときは、特にその安全に配慮すること。
- (4) 商店街、鉄道駅構内等人通りが多い場所を通行しようとするときは、自転車を押して歩くこと。
- (5) 自転車利用者は、車道を通行するときは、左側を通行すること。
- (6) 傘を差す等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転をしないこと。
- (7) 携帯電話等での通話、又はこれに表示された画像を注視しながら運転をしないこと。
- (8) 警音器、緊急自動車用のサイレン、警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量で、ヘッドホン、イヤホン等を使用しながら運転しないこと。
- (9) 自転車利用者は、その利用する自転車に灯火を備え付けるとともに、当該自転車の両側面に反射器材を装着するよう努めなければならない。
- (10) 自転車利用者は、その利用する自転車の盗難防止に努めなければならない。また、ひったくり防止の観点から、ひったくり防止カバーの着用にも努めなければならない。
- (11) 自転車利用者は、その利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備をするよう努めなければならない。
- (12) 自転車利用者は、自転車事故の保険等に加入するよう努めなければならない。

#### 【解説】

自転車を利用するにあたっては、道路交通法やその他の関係法令等の遵守は基より、自転車の安全利用やマナー向上に資するよう主な項目について規定しています。

とりわけ、門真市において、自転車の盗難やひったくりが多いため、盗難防止やひったくり、またひったくり等による転倒も防止するため、ひったくり防止カバーの着用にも努めるよう規定しています。

自転車が加害者となる事故において、被害者に対する損害賠償額は高額化（※）してきています。被害者である相手を救済し、加害者の支払能力を補い負担を軽減するための保険等の加入に努めるよう規定しています。

#### ※ 高額な損害賠償事例

賠償額 4,746万円 平成26年1月28日判決 東京地方裁判所

青信号で横断歩道を渡っていた女性に、競技用自転車に乗った男性が赤信号を無視して時速15～20キロで衝突。女性は転倒して頭を強く打ち、5日後に死亡。

賠償額 9,500万円 平成25年7月4日判決 神戸地方裁判所

小学校5年生の児童がマウンテンバイクに乗り、時速20～30キロの速さで坂道を下っているとき女性をはね、女性は頭蓋骨を骨折。子どもの保護者である母親に対し、指導や注意が功を奏しておらず、監督義務を果たしていないとした判決。

## 5 保護者の責務

- (1) 保護者は、その保護する子に対し、自転車の安全利用に関する教育及び指導に努めなければならない。
- (2) 保護者は、その保護する13歳未満の子が自転車を利用するとき、又は6歳未満の子を自転車に乗せるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- (3) 保護者は、その保護する13歳未満の子が降雨時に自転車を利用するとき、又は6歳未満の子を自転車に乗せるときは、レインコートを着用させるよう努めなければならない。
- (4) 保護者は、その保護する子が利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備をするよう努めるとともに、子に係る自転車事故の保険等に加入するよう努めなければならない。

### 【解説】

- (1) 保護者は、「自転車安全利用五則」(※1)等を用いて、自転車の安全利用の教育及び指導を行うものです。
- (2) 保護者は、乗車用ヘルメットの着用に努める旨を規定している。その保護する子が転倒した場合に頭部を守るため、着用の促進を図るものです。
- (3) 保護者は、レインコートの着用に努める旨を規定している。これは、特に、児童、幼児は、自転車運転技術が未熟であり、傘を差しての運転は非常に危険であるため、着用の促進を図るものです。
- (4) 保護者は、その保護する子が利用する自転車の乗車前の点検整備(※2)を行う旨を規定しています。

また、特に、児童、幼児は自転車運転技術が未熟であり、事故の危険性が高いため保険等の加入に努める旨を規定しています。

### ※1 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用

### ※2 前述のとおり「3」を参照の事

## 6 自動車等運転者の責務

自動車及び原動機付自転車の運転者（以下「自動車等運転者」という。）は、自転車の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

また、自動車等運転者は、自転車の利用において特に他の模範となるよう努めなければならない。

### 【解説】

自転車は、路面の状況や天候等の影響を受けやすく、走行中にふらつくこともあります。このため、道路交通法において自動車運転者は、自転車の側を通るときは、自転車との間に安全な間隔を設けるか、徐行しなければならないとしています。

自動車等運転者は、運転免許を保有していることから、他の自転車利用者より道路交通法に精通しています。このことから、自転車の利用においても特に他の模範となるよう努める旨を規定しています。

## 7 事業者の責務

事業者は、自転車を利用する従業員に対し、4に規定する事項の周知、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導に努めなければならない。

### 【解説】

通勤や、営業等の業務において自転車を利用する従業員に対し、交通ルールやマナー向上等、「自転車安全利用五則」(※)等を用いて教育、啓発及び指導を行うことで、自転車の安全利用を促進するために規定しています。

※前述のとおり「5」を参照の事

## 8 自転車販売業者の責務

- (1) 自転車販売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対し、4に規定する事項を周知し、自転車への灯火を備え付けなければならない。また、自転車の両側面への反射器材の装着及び自転車事故の保険等に関する情報の提供に努めなければならない。
- (2) 自転車販売業者は、自転車の販売に当たっては、道路において利用する自転車を購入しようとする者に対し、制動装置を備えていない自転車を販売してはならない。

### 【解説】

- (1) 自転車への灯火及び反射器材の取り付けについては、道路交通法で、自転車の前部に前照灯、後部に尾灯または反射器材を取り付ける旨が規定されていますが、自転車の後部だけでなく両側面にも、反射器材を取り付け、自転車が道路を横断する際に、側面からの視認性を高めることでより一層の安全性を保つために規定するものです。  
また、自転車が加害者となる事故において、被害者に対する損害賠償額は前述のとおり高額化してきています。被害者である相手を救済し、加害者の支払能力を補い負担を軽減するための損害賠償保険等の情報提供に努めるよう規定しています。
- (2) 道路交通法で、制動装置を備えていない自転車を運転してはならない旨が規定されており、自転車販売業者は、制動装置を備えていない自転車を販売しないことにより、制動装置を備えていない自転車の増加をふせぎ、安全利用の促進を図るものです。ただし、競技のみに使用する競技用自転車は除きます。



## 9 自転車貸出業者の責務

- (1) 自転車貸出業者は、その貸し出す自転車に灯火を備え付けなければならない。また、当該自転車の両側面に反射器材を装着するとともに、当該自転車について自転車事故の保険等に参加するよう努めなければならない。
- (2) 自転車貸出業者は、貸し出しを受けて自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全利用に関する啓発に努めなければならない。

### 【解説】

- (1) 自転車への灯火及び反射器材の取り付けについては、前述のとおり道路交通法で、自転車の前部に前照灯、後部に尾灯または反射器材を取り付ける旨が規定されていますが、自転車の後部だけでなく両側面にも、反射器材を取り付け、自転車が道路を横断する際に、側面からの視認性を高めることでより一層の安全性を保つために規定するものです。  
また、自転車が加害者となる事故において、被害者に対する損害賠償額は高額化してきています。被害者である相手を救済し、加害者の支払能力を補い負担を軽減するための保険等の情報提供に努めるよう規定しています。
- (2) 自転車貸出業者は、貸し出しを受けて自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全利用に関する啓発に努めることで、自転車の安全利用に寄与するものです。

## 10 学校及び保育所等の責務

- (1) 学校及び保育所等（以下、「学校等」という。）は、その学校等に通学及び通所する者に対し、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導に努めなければならない。
- (2) 学校は、生徒又は学生に対し自転車による通学を認めるときは、必要な教育を行うとともに、自転車の安全利用を確保する措置を講じるよう努めなければならない。

### 【解説】

- (1) 学校及び保育所等は、その学校等に通学及び通所する子ども達に対し、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導に努めるよう規定しています。  
児童、生徒の成長に伴い行動範囲も拡大していくなか、習い事やスポーツ活動、友達との遊び等、自転車を利用する機会も増えてきます。このため、各学年に応じた、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導に努めるよう規定しています。  
特に、ルールやマナーは社会生活を営んでいく上で遵守すべきであることから、継続的な教育を行っていくことが必要です。
- (2) 生徒に対し自転車通学を認めるにあたっては、自転車の安全利用を確保する措置を講じることを規定しています。安全利用を確保する措置とは、自転車の安全利用に関する教育等を実施することを言います。

※自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導とは、各学年に応じた、交通ルールや自転車の乗り方の短答式問題を活用する 本市が行っている、「子ども自転車運転免許証交付講習会」を通じての指導 「自転車安全利用五則」を用いての教育、啓発

## 11 市及び所轄警察署の施策への協力

自転車利用者、保護者、事業者、自転車販売業者、自転車貸出業者、学校等は、市及び所轄警察署が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### 【解説】

自転車利用者等は、自転車の安全利用を促進するために、市や所轄警察署が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努める旨を規定しています。

自転車の安全利用を推進するためには、市や警察署が単独で施策を行うのではなく、自転車利用者等の関係者等すべての方々の協力のもと、協働した取組を行っていく必要があるため、規定したものです。